

定期積金規定

第1条(掛金の払込み)

この積金は、証書記載の払込日に掛金を払込みください。払込みのときは必ず証書を持参してください。

第2条(口座振替による掛金の払込み)

この積金は、あらかじめ指定された所定の預金口座からの口座振替により掛金を払込むことができます。口座振替で掛金の払込みを行う場合、当組合所定の手続きによる届出により、次の各号(①～⑤)の定めにより取り扱います。

- ① 振替日には、指定預金口座から指定金額を自動的に引落とし、この積金へ払込みます。この場合、総合口座取引規定、普通預金規定、当座勘定規定にかかわらず、小切手の振出し、または預金払戻請求書ならびに預金通帳の提出は必要ありません。所定の振替日に当組合所定の方法で振替えます。また、振替のつど、当組合からの領収書の発行および通知はいたしません。
- ② 指定預金口座の残高が、所定の振替日において振替金額に満たないときは別途入金いただきます。また、入金後は当組合所定の方法で処理いたします。
- ③ 振替当日が休日の場合は、当組合所定の方法で処理いたします。
- ④ 数口の振替が競合する場合の振替順序は当組合所定の方法で処理いたします。
- ⑤ 本取扱いに関し、万一紛議が生じましても、当組合は責任を負いません。

第3条(給付契約金の支払時期)

この積金は、満期日以後に給付契約金を支払います。

第4条(払込みの遅延)

この積金の払込みが遅延したときは満期日を遅延期間に相当する期間繰延べます。

第5条(給付補てん金等の計算)

- (1) この積金の給付補てん金は、証書記載の給付契約金と掛金総額の差額により計算します。
- (2) 約定どおり払込みが行われなかったときは、つぎにより利息相当額を計算します。
 - ① この積金の契約期間中に証書記載の掛金総額に達しないときは、払込日から満期日の前日までの期間について、後記③の利率によって計算し、この積金の掛込残高相当額とともに

支払います。

- ② 当組合がやむをえないものと認めて満期日前の解約をするときは、払込日から解約日前日までの期間について、後記③の利率によって計算し、この積金の掛込残高相当額とともに支払います。
- ③ 前記①および②の計算に適用する利率は、次のとおりとします。
 - A ①の場合は満期日までの期間が、②の場合は解約日までの期間が、初回払込日から12ヶ月未満のものは解約日における普通預金の利率
 - B ①の場合は満期日までの期間が、②の場合は解約日までの期間が、初回払込日から12ヶ月以上のものは約定年利率×60%（小数点第4位以下は切捨て。この計算による利率が解約日における普通預金利率を下回る場合は普通預金利率。）
- ④ この計算の単位は100円とします。

第6条(先払割引金の計算等)

- (1) この積金の掛金が払込日前に払込まれたときは、先払割引金を証書記載の利回りに準じて満期日に計算します。この場合、先払い日数30日以上のものに限ります。
- (2) 先払分に応じて満期日の繰上げは行いません。

第7条(満期日以後の利息)

満期日以後に解約する場合、給付契約金（掛金総額に達しないときは掛金残高）に満期日から解約日の前日までの期間について、解約日における普通預金利率によって計算した利息を支払います。

第8条(解約)

- (1) この積金は、当組合がやむを得ないと認める場合を除き、満期日前の解約はできません。
- (2) この積金を解約するときは、証書に署名（または記名）、届出の印章により押印して、証書とともに提出してください。

第9条(規定の準用)

この規定の定めのない事項については、預金取引共通規定によるものとします。

以 上